

標題

機関継続検査(CMS)における確認検査についての規則改正について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0731  
発行日 2008年4月28日

各位

機関継続検査(CMS)においては、弊会が認める一部機器については、弊会検査員立会による開放検査を機関長による開放点検に代えることができますが、この場合、機関長点検報告書の確認及び機器の現状確認のため「確認検査」が要求されます。

今般、鋼船規則検査要領 B 編 2008 年第 2 回一部改正(2008 年 4 月 18 日付け)により、この確認検査に関する規定が添付のとおり改正され、2008 年 5 月 1 日より施行されます。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 開放点検後から 5 ヶ月以内に要求されていた確認検査を次回定期的検査の時期までに行うよう改める。
2. 次回の開放点検期日を機関長による開放点検日から 5 年とする旨規定する。
3. 確認検査において、立会検査員により機関長の経歴書を確認する旨規定する。

この改正により、

1. 確認検査は、従来、機関長による開放点検から 5 ヶ月以内で、かつ、検査期日内に行うことが要求されましたが、今後は、次回定期的検査の時期まで行えば検査期日を越えていても差し支えありません。ただし、機関長による開放点検は、検査期日内に行うことが要求されますことにご留意下さい。  
なお、Survey Status においては、対象機器の検査が検査期日までに実施されない場合には、「C/E's report to be confirmed by the next class periodical survey.」の旨表示されます。
2. 次回の開放点検期日は、機関長による開放点検日にかかわらず、確認検査日から 5 年後としておりましたが、今後は、確認検査の時期にかかわらず、機関長による開放点検日から 5 年後になります。なお、期日は、5 年後の月末です。  
例:機関長点検日が「2008 年 5 月 14 日」の場合、次回点検期日は、「2013 年 5 月 31 日」となります。  
また、これに伴い、施行日以降、現行の機器の検査期日もすべて当該月の月末に統一されます。  
例:現行の期日が「2008 年 5 月 14 日」の場合、「2008 年 5 月 31 日」に変更します。
3. 機関長の経歴書を確認することが新たに要求されます。確認検査の際には、機関長のライセンスとともに経歴書(乗船中の機関長の経歴書で結構です。)も準備願います。また、機関長点検報告書には、サインとともに「ライセンス番号」も記載願います。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

なお、上記取り扱いは、機関長による点検開放が認められない主機クランク軸等には、適用になりませんので、ご注意ください。機関長による点検開放が認められる機器については、添付改正規則の B 編 9 章 B9.1.2-6.(2)の規定を参照下さい。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付: 鋼船規則検査要領 B 編 2008 年第 2 回一部改正

# 鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

鋼船規則検査要領 B 編

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 4 月 18 日 達 第 30 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
財団法人 日本海事協会

2008年4月18日 達 第30号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## B 編 船級検査

### B9 機関計画検査

#### B9.1 一般

##### B9.1.2 機関継続検査(CMS)

-6.を次のように改める。

##### -6. 確認検査

機関，装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において，次の(2)に掲げる機器が良好な状態であることを確認する。また，船内の保守作業として航海中に開放され，かつ，開放点検時の記録が整備されていることを条件として，次に掲げる確認検査の結果が良好であれば検査員が差し支えないと認める場合は，開放検査に代えることができる。  
この場合，次回の開放点検期日は開放点検日から5年とする。

~~また~~なお，入港中に開放された機関，装置についてもその港での本会検査員による検査が非常に困難な場合は，同様に取扱うことができる。

##### (1) 確認検査の方法

(a) 機関長によって検査された機関，装置にあつては，次に掲げる項目を含む点検報告書1部を立会検査員に提出する。本報告書の内容は立会検査員により審査される。また，立会検査員は機関長の経歴書を確認する。

i) 機関長のサイン及びライセンス番号

ii) 点検場所及び日付

iii) 点検項目及び結果

iv) 点検前後の運転状態

(b) 予備品と交換された部品並びに修理を行った部分については，それらの状況を現物又は写真により確認する。

(c) 主機にあつては目視による現状検査。その他の機関にあつては，目視に加え，運転状態での検査を行う。

(d) 前(a)から(c)の確認検査の結果，検査員が必要と認めた場合は開放検査又は再検査を要求することがある。

##### (2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

(a) 主機として用いられるディーゼル機関

ただし，クランク軸，主軸受，クランクピン軸受，クランクピンボルト及びカ

ム軸及び同駆動装置を除く。また、主機として用いられるディーゼル機関の各部品に対する確認検査の対象項目数は、機関継続検査の一巡までの主機の総受検項目数のほぼ半数にとどめること。

- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動するディーゼル機関

ただし、主発電機を駆動する機関にあつては、機関継続検査の一巡までの期間を通して少なくとも1台について本会検査員立会による開放検査が行われること。

- (c) 補機類（空気圧縮機，ポンプ類，熱交換器，甲板機械，造水装置等）

- (3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関，装置の開放点検日から~~原則として5箇~~  
~~月以内に~~次回定期的検査の時期までに行われること。

## 附 則

1. この達は、2008年5月1日から施行する。